

競争参加者の資格に関する公示

国立大学法人鹿児島大学における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、この競争参加資格審査により取得した資格は、国立大学法人鹿児島大学でのみ有効である。鹿児島大学では、国の各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者も本学の競争参加資格を有する者として認めることとしているので、国の機関の競争に参加する予定のある者は、各省庁統一資格の取得を推奨する。

令和3年10月5日

国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長 田頭 吉一

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品の製造

(1)衣服・その他繊維製品類(2)ゴム・皮革・プラスチック製品類(3)窯業・土石製品類(4)非鉄金属・金属製品類(5)フォーム印刷(6)その他印刷類(7)図書類(8)電子出版物類(9)紙・紙加工品類(10)車両類(11)その他輸送・搬送機械器具類(12)船舶類(13)燃料類(14)家具・什器類(15)一般・産業用機器類(16)電気・通信用機器類(17)電子計算機類(18)精密機器類(19)医療用機器類(20)事務用機器類(21)その他機器類(22)医薬品・医療用品類(23)事務用品類(24)土木・建設・建築材料(25)その他

(2) 物品の販売

(1)衣服・その他繊維製品類(2)ゴム・皮革・プラスチック製品類(3)窯業・土石製品類(4)非鉄金属・金属製品類(5)フォーム印刷(6)その他印刷類(7)図書類(8)電子出版物類(9)紙・紙加工品類(10)車両類(11)その他輸送・搬送機械器具類(12)船舶類(13)燃料類(14)家具・什器類(15)一般・産業用機器類(16)電気・通信用機器類(17)電子計算機類(18)精密機器類(19)医療用機器類(20)事務用機器類(21)その他機器類(22)医薬品・医療用品類(23)事務用品類(24)土木・建設・建築材料(25)その他

(3) 役務の提供等

(1)広告・宣伝(2)写真・製図(3)調査・研究(4)情報処理(5)翻訳・通訳・速記(6)ソフトウェア開発(7)会場等の借り上げ(8)賃貸借(9)建物管理等各種保守管理(10)運送(11)車両整備(12)船舶整備(13)電子出版(14)その他

(4) 物品の買受け

(1)立木竹(2)その他

2 参加資格の申請

(1) 受付期間等

ア 受付期間

随時申請を受け付ける。

なお、資格の認定のあった日から有効となるため、希望する調達案件がある場合は留意すること。

イ 申請書の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、7に掲げる場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。

ウ 申請書の提出方法

申請書に次の書類（以下「添付書類」という。）を添え、7に掲げる申請場所に提出すること。

また、公的機関が発行する書類については、発行日から3ヶ月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。持参の場合の受付時間は、土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び国立大学法人鹿児島大学夏季・冬季休業日を除く9時から17時（12時から13時を除く。）とする。郵送（書留郵便）も可。

(ア) 登記事項証明書（法人の場合）

(イ) 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）過去2カ年分

(ウ) 営業経歴書

(エ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）

A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B 法人税（法人の場合）

C 所得税（個人の場合）

(オ) 国立大学法人鹿児島大学における物品の製造等に係る競争参加資格審査事務要項第7第3号に該当しないことの誓約書及び役員等名簿

(2) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により前記1の区分に基づいて格付けする。

4 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。

5 資格の有効期間

資格の認定があった日から3年間とする。

6 資格を発行しない場合及び取り消す場合

国立大学法人鹿児島大学における物品の製造等に係る競争参加資格審査事務要項第7第3号に該当する場合は、資格を発行しない。また、資格を取得した者が有効期間の途中で同条同号に該当することになった場合及び該当することが判明した際

は、資格を取り消すものとする。

7 競争参加資格の申請場所及び競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所並びに資格審査に関する照会場所

〒890-8580 鹿児島市郡元一丁目 21 番 24 号
国立大学法人鹿児島大学財務部財務課総括・照査係
電話番号 099-285-7120 ファックス番号 099-285-7145
電子メールアドレス ssomu@kuas.kagoshima-u.ac.jp

8 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」に次に掲げる書類各 1 部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、前記 7 に掲げる場所に速やかに提出すること。（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）

ア 「住所」の場合

- (ア) 資格審査結果通知書（写）
- (イ) 登記事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人の場合）

イ 「商号又は名称」の場合

- (ア) 資格審査結果通知書（写）
- (イ) 登記事項証明書（法人の場合）又は変更事項を確認できる書類（個人の場合）

ウ 「代表者」の場合

- (ア) 資格審査結果通知書（写）
- (イ) 登記事項証明書（法人の場合）又は戸籍の謄本又は抄本（個人の場合）
- (ウ) 国立大学法人鹿児島大学における物品の製造等に係る競争参加資格審査事務要項第 7 第 3 号に該当しないことの誓約書及び役員等名簿

エ 「営業所」の場合

- (ア) 資格審査結果通知書（写）
- (イ) 営業経歴書

オ 「希望する資格の種類」の場合

- (ア) 資格審査結果通知書（写）
- (イ) 登記事項証明書又は営業経歴書
- (ウ) 直近の財務諸表（「物品の製造」を新規追加する場合）

カ 「営業品目」の場合

- (ア) 資格審査結果通知書（写）
- (イ) 登記事項証明書又は営業経歴書

(2) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者（有資格者）の手続

有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各 1 部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、前記 6 に掲げる場所に速やかに提出すること。

ア 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ 貸借対照表（更正手続等の開始の決定後に作成したもの）及び損益計算書（貸借対照表を作成する基になった時点までの 1 年間について作成したもの）

ウ 更正手続等の開始決定時以降に定款、役員等の変更があった場合にはそれを証明する書類

エ 上記ウに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

なお、資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。